

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3、4号機(537))」
2. 日時：令和2年12月2日 10時00分～10時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(※一部TV会議システムによる出席)
4. 出席者：(※TV会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

御器谷管理官補佐、宮本安全審査専門職

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料計画グループ課長 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・誤配置防止に係る記載の適正化について
- ・臨界防止を目的とした誤配置防止措置の運用について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	原子力規制庁の宮本です。では、それから玄海原子力発電所の折だ後に伴う保安規定の変更認可申請のヒアリングを行います。
0:00:13	もう前回のヒアリングで
0:00:17	いろいろやりとりがありまして。最後のほうですね、九州電力の方から
0:00:25	記載の適正化の部分。
0:00:28	異動を長蔵にするというような記載の適正化の部分については取り下げの方向をもって話があつてちょっとそこで終わったもんですから、今日改めてそのところを確認したいということでヒアリングをさせていただきます。
0:00:44	いや本日配付していただいている資料の説明をお願いしますか。
0:00:51	ここ。
0:00:52	対九州電力の橋本でございます。本日はお時間いただきましてありがとうございます。本日資料二つ準備してございまして、1点目は先ほど御紹介にあつた、前回の11月28日の日のヒアリングでコメントいただきました件について、
0:01:08	記載の適正化の部分について取り下げをすることで支援を1枚つくってございます。
0:01:15	もう1点は、英語が一部試運用についての資料でございまして、こちらについては、主語の明確化等を条文とのひもづけをですね、明確にして資料を改めて見直してございます。こちらについて説明割愛させていただきます。
0:01:33	それでは誤配置防止の記載の適正化についての資料について御説明いたします。
0:01:42	九州電力長谷川です。ええでは誤配置方針かかる記載の適正化についての資料について説明いたします。1ポツ、はじめにとしまして、玄海3号機使用済燃料貯蔵設備の貯蔵燃料貯蔵能力変更に伴う和智防止。
0:02:00	に係る記載の適正化の取り下げについて説明いたします2ポツの内容としまして今回の申請におきまして、使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事5は、
0:02:12	ウランプレゼンにも混合酸化物燃料の未臨界防止の措置をし済み燃料ピットにおける臨界領域管理上の15市を適用することを明確化するとともに、
0:02:24	同条文内での記載の統一を図るため、規制の適正化として、次の通り変更することとしておりました。
0:02:31	変更内容について、小見出ししてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	変更前は 93 条第 1 項 0 にしますと、(9)として、補修第 2 課長は、使用済み燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、降灰地方紙を顎が一応防止する措置を講じること。
0:02:51	この 3 号炉のみとしておりましたが、変更後としましては、
0:02:56	保修第 2 課長は、ウランプラトニウム混合酸化物燃料の貯蔵被災し、
0:03:03	使用済み燃料ピット内の簿外地方紙する措置を講じること。
0:03:07	3 号炉のみ。
0:03:08	と変更することとしてございました。
0:03:14	治療チョイス最後の
0:03:17	パラグラフになりますしかしながら、
0:03:20	実運用に変更がないにもかかわらず、このような記載をこのように記載を変更することにより、
0:03:26	運用の変更伴うのではないかと認識の相違をもたらす可能性があることから、
0:03:32	今回の申請内容のうち、当該記載の変更を記載の適正化を取り下げることといたします。
0:03:42	この資料につきまして説明は以上になります。
0:03:47	規制庁宮本です。説明わかりました。
0:03:53	その記載の適正化についてその運用が変わるんじゃないとか、そういったところについて審査会合で、その趣旨は十分伝えさせていただいたところです。
0:04:06	そして前回のヒアリングでもお言葉を保安規定の言葉を変えろということは、それなりの
0:04:13	こちらのどういう意味でっていうところは確認していくっていうところもありましたがもともと審査会合の趣旨というところがあって実業に関わりがあるのかどうかというところを踏まえて、あとは九州電力のほうで、
0:04:30	きちんと整理していただくことが重要だっていうのがそもそも問題意識ですので、今回こういう整理をさされて、やはり実践よりも変更がない。
0:04:41	いいというところを踏まえて記載の適正化の取り下げることについては、これで了解いたしましたので、
0:04:52	あと他の部分についてもこちらから特に今のところで質問等はありませんので、次の段階に行くのかなと考えております。
0:05:02	以上です。
0:05:06	九州電力の橋本です。了解いたしました。
0:05:10	規制庁の宮本です。こちらについては、補正が必要になるかと思いますが、またの補正の準備ができましたら連絡してください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:24	九州電力の橋本で承知いたしました準備でき次第ご連絡いたします。
0:05:30	規制庁ミヤモトです。今身近なかったんですけども前回のヒアリングのちょっと終わり方が
0:05:39	こういうような方法をアンケートし直しますというところだったので、ただ整理いただいたということで
0:05:47	左のシナリオ化いたしましたので、今日のヒアリングはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
0:05:53	はい。
0:05:54	ありがとうございました。
0:05:56	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。